



金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

平成24年6月28日

金融庁監督局総務課金融会社室長殿

照会者

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則2.(3)の規定に基づき、別紙のとおりに照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項

本照会にかかる法令（条項）は、「貸金業法」（昭和58年法律第32号）第2条第1項及び同法第3条第1項です。

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

照会者は、照会者とその連結子会社から成る企業グループにおける効率的な資金活用及びこれによる連結財務基盤の強化の一環として、グループ内の手元余剰会社の資金を照会者（親会社）へ集約し、これを必要に応じて手元不足会社へ供給することにより、外部借入れ（連結有利子負債）を削減し、企業グループ全体での資金活用を図る目的（以下「本目的」といいます。）で、反復継続して、

i) 照会者が、照会者の企業グループに属する特定の子会社に対し、運転資金等の貸付を行うこと

ii) 上記子会社が、照会者に対し、余剰資金の貸付を行うことを検討しています。

照会者の貸付・借入先となる子会社は、いずれも会社法第2条第3号の規定に基づく照会者の子会社ですが、その中には、

①照会者がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社

のほか、

②照会者がその経営を支配している法人として、会社法施行規則に基づき子会社とされる株式会社（具体的には、会社法施行規則第3条第1項、第3項第2号のイ又はロに該当する株式会社）

の両者が含まれます。

上記②の子会社として今般の照会者の貸付・借入先となる子会社は4社ですが、後記のとおり、うち1社については照会者及び照会者の緊密な関係者が所有している議決権数が過半数であること（会社法施行規則第3条第3項第2号イ）に基づき、うち3社については取締役会の構成員の過半数が照会者の役員・使用人等の関係者（当該3社の場合、具体的には、照会者の役員であった者、照会者の使用人又は照会者の使用人であった者）であること（同ロ）という、いずれも形式的・客観的基準を満たすことにより、照会者の子会社となるものです（以下、この4社を「本件子会社」といいます。）。

平成18年7月21日付で公表された『「貸金業の規制等に関する法律」に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会について（平成18年7月10日付け照会文書に対する回答）」によれば、上記「①照会者がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社」に対する運転資金等の貸付、及び当該子会社から照会者（親会社）に対する運転資金等の貸付については、いずれも貸金業法第2条に規定する貸金業に該当せず、照会者及び当該子会社において同法第3条に規定する登録の必要はないとの見解が示されています。

本照会は、今後照会者が行うことを予定している、照会者から本件子会社（会社法施行規則第3条第1項、第3項第2号のイ又はロに該当する株式会社）に対し反復継続して行う貸付、及び本件子会社から照会者（親会社）に対し反復継続して行う貸付について、いずれも貸金業法第2条に規定する貸金業に該当せず、照会者及び本件子会社において同法第3条に規定する登録の必要はないことを確認させていただくものです。

3. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する照会者の見解及び根拠

(1) 「業として行う」貸付について

一般に、貸金業法上登録を要する「業として行う」貸付とは、「反復継続して社会通念上、事業の遂行とみることができる程度のものである」貸付とされています。また、「反復継続的かどうかの判定は具体的事実即して行われる」、「その反復的継続的行為が社会通念上事業の遂行とみられる程度のものであるかどうかは、その行為の主体、行為の目的等に即して具体的に判断される必要がある」とされています（財団法人大蔵財務協会編「新訂〈事例問答式〉貸金業法のすべて」23頁）。

したがって、照会者が行おうとしている貸付が「業として行う」貸付にあたるか否かについても、その行為の主体、行為の目的等に即して具体的に判断される必要があります。

(2) 総株主の議決権の過半数を有する子会社に対する貸付について

従前、旧商法上の親子関係のある子会社、すなわち総株主の議決権の過半数を有する株式会社（子会社）に対し親会社が貸付を行うにあたり、貸金業法上の登録が必要か否かについては、「資本上一定の親子関係（例えば100%の株式を保有）にある親会社が子会社の資金繰りのために行う貸付は、業として行わない限り貸金業法の規制の対象とはならない」（前掲「新訂〈事例問答式〉貸金業法のすべて」71頁）、「資本上の親子関係を有する業者間で、当該関係を有することに関連して行われる貸付であれば、法第2条第2項本文に規定する『業として行う』貸付には該当しない」（同30頁）との見解が示されていました。

また、前記のとおり、会社法施行後も、総株主の議決権の過半数を有する子会社に対し、親会社が運転資金等を貸し付ける行為は、貸金業法第2条に規定する貸金業に該当しない、との見解が示されています（平成18年7月21日付け「『貸金業の規制等に関する法律』に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会について（平成18年7月10日付け照会文書に対する回答）」）。

これらの見解の根拠は明確には示されていませんが、総株主の議決権の過半数を有しているような親子関係の場合、親会社が子会社に対して有する支配関係から、両者は経済的には一体とみることができ、親子会社間での資金移動は同一法人内での資金移動と同視できることから、たとえ反復継続して行われるものであっても、社会通念上、「事業の遂行」とみることとはできないとの判断に基づくものと思われます。

また、そもそも貸金業法が貸金業者に対し登録を義務づけるとともに、同法所定の規制事項を定めた趣旨は、貸金業者を監督下に置いて、高利貸、過剰融資及び過酷な

取立行為等を規制することにより、「貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保及び資金需要者等の利益の保護を図るとともに、国民経済の適切な運営に資すること」（貸金業法第1条）にあります。総株主の議決権の過半数を有しているような親子関係の場合、親会社の子会社に対する貸付において、高利貸、過剰融資及び過酷な取立行為等が行われることは通常は考えられず、監督官庁による業務の適正な運営の確保を図る必要もないことから、このような貸付の場合には「業として行う」貸付に該当せず、貸金業の登録も不要であると判断されたものと思われます。

(3) 本件子会社に対する貸付について

上記のとおり、総株主の議決権の過半数を有している子会社に対し親会社が運転資金等の貸付を行う場合は、「業として行う」貸付には該当しないとの見解が既に示されているところです。

今般、照会者は、総株主の議決権の過半数を有している子会社のほか、その経営を支配している本件子会社に対しても、運転資金等の貸付を行うことを検討しています。

本件子会社は、照会者が、その総株主の議決権の過半数には及ばないものの、照会者の計算において所有している議決権の数の割合が40%以上であり、かつ、以下のいずれかの要件に該当する（なお、いずれも形式的・客観的基準により該非が判断されるものです。）ことから、会社法施行規則第3条第1項、第3項第2号のイ又はロに基づき、会社法第2条第3号に規定する子会社に該当する株式会社です。

- i) 当該株式会社の議決権の総数に対する照会者の自己所有等議決権数割合（照会者の計算分、緊密な関係者の所有分及び同一内容の議決権行使に同意している者の所有分の合計）が過半数であること（会社法施行規則第3条第3項第2号イ）（本件子会社のうち1社が該当。）
- ii) 当該株式会社の取締役会の構成員の総数の過半数が、照会者の役員・使用人等の関係者であること（同ロ）（本件子会社のうち3社が該当。当該3社の場合、具体的には、照会者の役員であった者、照会者の使用人又は照会者の使用人であった者が上記関係者に該当。）

このような要件を満たす会社は、親会社が当該会社の「財務及び事業の方針の決定を支配」（会社法施行規則第3条第1項）し、「その経営を支配」（会社法第2条第3号）しているがゆえに、親会社との間の親子関係が認められているもの（実質基準子会社）ですが、本件子会社はいずれも実質基準子会社に該当します。

照会者においては、連結経営の一環として、実質基準子会社である本件子会社についても、照会者が議決権の過半数を有する他の子会社と全く同様にその経営を管理しています。

すなわち、照会者において、本件子会社との間で事業戦略を共有し、本件子会社を含めた連結計画を策定するほか、本件子会社の収益状況の把握・評価等を定期的に照会者が行うなど、照会者が議決権の過半数を有する他の子会社と同様にその経営を管理し、親会社としての支配を及ぼしています。（なお、本件子会社はいずれも照会者の

連結子会社として公表されている会社です。)

したがって、照会者が本件子会社に対して有する支配関係から、両者は経済的に一体とみることができ、親子会社間での資金移動は同一法人内での資金移動と同視できることから、たとえ反復継続して行われるものであっても、社会通念上、「事業の遂行」とみることができないと考えられます。

また、本件子会社に照会者が運転資金等を貸し付ける場合において、高利貸、過剰融資及び過酷な取立行為等が行われることは考えられないことも、親会社が子会社の総株主の議決権の過半数を有する場合と同様です。

すなわち、照会者が本件子会社に運転資金等を貸し付けることは、「行為の主体」（支配関係を有する親会社による貸付）の点、「行為の目的」（本目的）の点、その他貸金業法の規制を及ぼすべき必要性がない点のいずれにおいても、親会社が子会社の総株主の議決権の過半数を有する場合と変わりはなく、貸金業法第2条第1項に定める「業として行う」貸付には該当しないと考えます。

以上より、照会者としては、今後照会者が行うことを予定している、本件子会社に対する貸付は、貸金業法第2条に規定する貸金業に該当せず、照会者において同法第3条に規定する登録の必要はないと考える次第です。

(4) 総株主の議決権の過半数を有する子会社から親会社に対する貸付について

従前、旧商法上の親子関係のある子会社、すなわち親会社が総株主の議決権の過半数を有する株式会社（子会社）から親会社への貸付については、貸金業法第2条に規定する貸金業に該当しない、との見解が示されてきました（平成13年10月28日付け「『貸金業の規制等に関する法律』に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会について（平成13年9月3日付け照会文書に対する回答）」）。

また、会社法施行後においても、同様の見解が示されています（平成18年7月21日付け「『貸金業の規制等に関する法律』に関する法令適用事前確認手続きにかかる照会について（平成18年7月10日付け照会文書に対する回答）」）。

これらの見解の根拠は明確には示されていませんが、前記（2）と同様、総株主の議決権の過半数を有しているような親子関係の場合、親会社が子会社に対して有する支配関係から、両者は経済的には一体とみることができ、親子会社間での資金移動は同一法人内での資金移動と同視できることから、たとえ反復継続して行われるものであっても、社会通念上、「事業の遂行」とみることができないとの判断に基づくものと思われま

す。また、このような子会社から親会社に対する貸付において、高利貸、過剰融資及び過酷な取立行為等が行われることはおよそ考えられず、監督官庁による業務の適正な運営の確保を図る必要はないことから、このような貸付の場合には「業として行う」貸付に該当せず、貸金業の登録も不要であると判断されたと思われることも前記（2）と同様です。

(5) 本件子会社から親会社に対する貸付について

上記のとおり、総株主の議決権の過半数を有している子会社から親会社に貸付を行う場合は、「業として行う」貸付には該当しないとの見解が既に示されているところです。

今般、照会者は、本目的のために、総株主の議決権の過半数を有している子会社から照会者（親会社）に対し反復継続して貸付を行うことのほか、その経営を支配している本件子会社からも照会者（親会社）に対し反復継続して貸付を行うことを検討しています。

具体的には、本件子会社から照会者（親会社）に対し、その余剰資金の貸付を行うことを検討しています。

本件子会社に対し照会者が支配を及ぼしていることについては、前記（3）のとおりです。

また、前記（3）と同じく、照会者が本件子会社に対して有する支配関係から、両者は経済的には一体とみることができ、親子会社間での資金移動は同一法人内での資金移動と同視できることから、たとえ反復継続して行われるものであっても、社会通念上、「事業の遂行」とみることができないと考えられます。

さらに、本件子会社が照会者に貸付を行う場合において、高利貸、過剰融資及び過酷な取立行為等が行われることは考えられないことも、親会社が子会社の総株主の議決権の過半数を有する場合と同様です。

すなわち、本件子会社が照会者に余剰資金を貸し付けることは、「行為の主体」（支配関係にある子会社による貸付）の点、「行為の目的」（本目的）の点、その他貸金業法の規制を及ぼすべき必要性がない点のいずれにおいても、親会社が子会社の総株主の議決権の過半数を有する場合と変わりはなく、貸金業法第2条第1項に定める「業として行う」貸付には該当しないと考えます。

以上より、照会者としては、今後照会者が行うことを予定している、本件子会社から照会者（親会社）に対する貸付は、貸金業法第2条に規定する貸金業に該当せず、当該子会社において同法第3条に規定する登録の必要はないと考える次第です。

以上

i 会社法施行規則

第三条 法第二条第三号に規定する法務省令で定めるものは、同号に規定する会社が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等とする。

2 (略)

3 前二項に規定する「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合（財務上又は事業上の関係からみて他の会社等の財務又は事業の方針の決定を支配していないことが明らかであると認められる場合を除く。）をいう（以下この項において同じ。）。

一 他の会社等（次に掲げる会社等であって、有効な支配従属関係が存在しないと認められ

るものを除く。以下この項において同じ。)の議決権の総数に対する自己(その子会社及び子法人等(会社以外の会社等が他の会社等の財務及び事業の方針の決定を支配している場合における当該他の会社等をいう。))を含む。以下この項において同じ。)の計算において所有している議決権の数の割合が百分の五十を超えている場合

(イ～二号 略)

二 他の会社等の議決権の総数に対する自己の計算において所有している議決権の数の割合が百分の四十以上である場合(前号に掲げる場合を除く。)であって、次に掲げるいずれかの要件に該当する場合

イ 他の会社等の議決権の総数に対する自己所有等議決権数(次に掲げる議決権の数の合計数をいう。次号において同じ。)の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の計算において所有している議決権

(2) 自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者が所有している議決権

(3) 自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者が所有している議決権

ロ 他の会社等の取締役会その他これに準ずる機関の構成員の総数に対する次に掲げる者(当該他の会社等の財務及び事業の方針の決定に関して影響を与えることができるものに限る。)の数の割合が百分の五十を超えていること。

(1) 自己の役員

(2) 自己の業務を執行する社員

(3) 自己の使用人

(4) (1)から(3)までに掲げる者であった者

ハ (略)

ニ (略)

ホ (略)